

# 浄化槽の維持管理について

浄化槽の維持管理については、下記の維持管理業者に業務を委託し、責任を持って維持管理を行います。但し、使用者の皆様におかれましても、使用上の注意を守っていただき、浄化槽が良好に機能しますようご理解とご協力をお願いします。

## 記

### 1、維持管理業者

□ エフ・イーサービス(京都公害防止センターTEL 42-2952)

中・奥上林地区、山家地区、吉美地区、西八田地区、野田町、安場町、豊里地区(位田町、栗町〔栗上、栗町〕)

□ 早田グループ(TEL 49-0095)

東八田地区・西八田地区(下八田町を除く)、物部地区、志賀郷地区、豊里地区(位田町、栗町〔栗上、栗町〕を除く)

※地区により業者が異なります。

作業内容：保守点検(年5回) 清掃(年1回)

- ・作業時の敷地内への立ち入りについて御了承ください。
- ・清掃後は浄化槽に水を溜める必要がありますので、使用者様の水道水を使用させていただきます。
- ・補給水停止は使用者様でお願いします。

### 2、水質検査

委託機関: 京都保健衛生協会(TEL 075-681-1727)

作業内容: 法定検査

◇ 7条検査：使用開始後3～8カ月の間に1回。

◇ 11条検査：設置の1年後から毎年1回。

放流水質等の検査を行います。

日程については、直接郵便にて案内されます。

作業時の敷地内の立ち入りについて御了承ください。

### 3、その他

今後、浄化槽の使用にあたり、故障等何か問題が発生した場合は、維持管理業者に連絡していただきますようお願いします。

連絡がつかない場合は、綾部市役所下水道課(TEL 42-4296)へ連絡してください。

なお、浄化槽の不適切な使用(耐加重仕様でない浄化槽上の駐車等)により、浄化槽が破損した場合は、市で対応できない場合がありますので、予め御了承ください。